

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和8年4月17日	144,100円	足立区古千谷本町在住	令和7年5月10日及び令和8年2月10日、区立公園の樹木の根が、隣接する相手方所有の集合住宅の汚水排水管の内部に侵入したことにより、排水管を詰まらせる損害を与えた。